

○ 第3回 第1原則「自発的で開かれた組合員制」について

一般に、協同組合には人びとの加入・脱退の自由があることは理解されています。しかし、一方的にJA制度改革を政府に迫られている現段階では、JAの現状をよりよく協同組合らしく改善、革新する基本的指針として、以下の第1原則「自発的で開かれた組合員制」を深く理解し、実践現場に生かす必要があります（下線は筆者）。なお、協同組合原則の邦語訳は複数ありますが、この連載では日本協同組合学会訳を基本に説明します。

【第1原則】「自発的で開かれた組合員制」

協同組合は、自発的な組織であり、男女による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。

第1に、この原則は、人びとは協同組合に加入・脱退を強制されることなく自発的に参加することの重要性を強調しています。このような組合員の自発的な参加は、協同組合が大切にしている価値を学び、理解する機会が提供されるなかで促進されます。

第2に、協同組合は、男女による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行ってはならない点を強調しています。このように、協同組合は人類のあらゆる差別を乗り越えて人間尊重を大切にする組合員の関係性（絆）並びに組合員と協同組合の関係性（絆）の強化を目指しています。

第3に、協同組合の組合員は”そのサービス（協同事業活動）を利用する（利用メリットを共有する）”ために、農協や生協など事業利用目的をふまえて加入するのであり、株式会社の株主のように事業利用は関係なく”利益追求”を目指す点と根本的に異なります。この原則との関連で、今回の農協法改正の問題点を注視する必要があります。

第4に、”組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。”という点は、組合員は協同組合の事業利用に加え、総会や組合員組織など運営面での参画などの責任を果たすことを明示しています。すなわち、百貨店、スーパー（株式会社など）を顧客として利用する点と根本的に異なります。このような組合員の参画（組合員の責務の発揮）は、役員や管理職、職員が組合員から学び交流し、組合員をよく知るなかで活発になります。

以上のように”組合員により組織され”、“組合員が運営、事業利用する”という”組合員のための協同組合”の制度的特質を保持しつつ、「すべての人びとに開かれている」ところに特徴があります。